

議第107号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「290円」を「290円（同項第1号の作業のうち心身に著しい負担を与える」と人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）」に改める。

第13条第1項第2号中「勧告され、若しくは」を削る。

附則第9項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項第1号の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

提 案 理 由

防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の額を改定するとともに、災害対策基本法の一部改正等に伴い規定の整備を図るため提案するものである。

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第203号の次に次の2号を加える。

(203)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項に規定する医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査

医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料

次の表の左欄に掲げる登録の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
イ 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録	38,600円
ロ 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録	28,600円
ハ 化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録	28,600円

(203)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第4項に規定する医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査

医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料

次の表の左欄に掲げる登録の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
イ 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録	28,800円
ロ 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録	23,700円
ハ 化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録	23,700円

第2条第1項第205号の表中

医薬品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	36,800円
---	---------

を

医薬品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	36,800円（医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものにあつては、30,500円）
---	--

に、「と800円に調査を受けよう

とする医薬品」を「（医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものにあつては、47,500円）と800円に調査を受けようとする医薬品」に、

医薬部外品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	36,800円
---	---------

を

医薬部外品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	36,800円（医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものにあつては、30,500円）
---	--

に、「と800円に調査を受けよう

とする医薬部外品」を「（医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものにあつては、47,500円）と800円に調査を受けようとする医薬部外品」に改め、同項中第206号の7を第206号の9とし、第206号の2から第206号の6までを2号ずつ繰り下げ、第206号の次に次の2号を加える。

(206)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第2項に規定する医薬品等の製造所に係る区分適合性調査

医薬品等製造所区分適合性調査手数料

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
-----	-----

<p>イ 医薬品の製造所に係る区分適合性調査</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下この表において「区分省令」という。）第2条第3号に規定する区分に係るもの</p>	<p>122,500円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 3,400円に調査を受けようとする無菌医薬品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 9,500円に調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額</p>
	<p>区分省令第2条第4号に規定する区分に係るもの</p>	<p>95,300円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 1,900円に調査を受けようとする医薬品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 6,200円に調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額</p>
	<p>区分省令第2条第5号に規定する区分に係るもの</p>	<p>58,700円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 800円に調査を受けようとする医薬品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 4,500円に調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額</p>
	<p>区分省令第2条第6号に規定する区分に係るもの</p>	<p>43,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 800円に調査を受けようとする医薬品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 4,500円に調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額</p>

ロ 医薬部外品の製造所に係る区分適合性調査	区分省令第2条第3号に規定する区分に係るもの	122,500円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 3,400円に調査を受けようとする無菌医薬部外品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 9,500円に調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額
	区分省令第2条第4号に規定する区分に係るもの	95,300円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 1,900円に調査を受けようとする医薬部外品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 6,200円に調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額
	区分省令第2条第5号に規定する区分に係るもの	58,700円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 800円に調査を受けようとする医薬部外品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 4,500円に調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額
	区分省令第2条第6号に規定する区分に係るもの	43,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 800円に調査を受けようとする医薬部外品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 4,500円に調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額

(206)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の7の2第3項に規定する変更計画に係る医薬品等の製造所に係る適合性確認

変更計画に係る医薬品等製造所適合性確認手数料

次の表の左欄に掲げる適合性確認の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
-----	-----

イ 医薬品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係る適合性確認	36,800円（医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものにあつては、30,500円）
ロ 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係る適合性確認（イの項に掲げるものを除く。）	66,800円
ハ 医薬品の製造所に係る適合性確認（イの項及びロの項に掲げるものを除く。）	52,100円
ニ 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係る適合性確認	36,800円（医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものにあつては、30,500円）
ホ 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係る適合性確認（ニの項に掲げるものを除く。）	66,800円
ヘ 医薬部外品の製造所に係る適合性確認（ニの項及びホの項に掲げるものを除く。）	52,100円

第2条第1項第216号の7の表中

医薬品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	36,800円
---	---------

を

医薬品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	36,800円（医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものにあつては、30,500円）
---	--

に、「と800円に調査を受けよう

とする医薬品」を「（医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものにあつては、47,500円）と800円に調査を受けようとする医薬品」に、

医薬部外品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	36,800円
---	---------

を

医薬部外品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	36,800円（医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものにあつては、30,500円）
---	--

に、「と800円に調査を受けよう

とする医薬部外品」を「（医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものにあつては、47,500円）と800円に調査を受けようとする医薬部外品」に改め、同項中第218号の7を第218号の11とし、第218号の2から第218号の6までを4号ずつ繰り下げ、第218号の次に次の4号を加える。

- (218)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の4第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付手数料 2,100円
- (218)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の5第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付手数料 3,000円
- (218)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の4第6項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく基準確認証の書換え交付手数料 2,100円
- (218)の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の5第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく基準確認証の再交付手数料 3,000円

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

提 案 理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づく医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の申請をする者等から手数料を徴収する等のため提案するものである。

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の設定について

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例を次のように制定する。

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、法第23条に規定する農林水産物等販売業（以下「農林水産物等販売業」という。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の同条に規定する取得等をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に対し、県税の課税免除を行うことにより、法第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）の持続的発展の支援に寄与することを目的とする。

(課税免除の要件)

第2条 知事は、次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1) 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、過疎地域の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては、同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。以下同じ。）のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「適用設備」という。）の法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。以下「取得等」という。）をした者について、当該適用設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年（法人にあつては、当該適用設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち、当該適用設備に係るものとして過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

イ 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては、1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては、2,000万円とする。）

ロ 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

(2) 過疎地域の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計が

これらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税（最初に事業税を課することとなる年度以降5箇年度におけるものに限る。）

- (3) 適用設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税（課税免除の申請）

第3条 前条の規定により県税の課税免除を受けようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日までに課税免除申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号に該当する個人の事業税の納税義務者 適用設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年のそれぞれの翌年の3月15日
- (2) 前条第1号に該当する法人の事業税の納税義務者 適用設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度に係る事業税についてのそれぞれ申告納付すべき期間の末日
- (3) 前条第2号に該当する個人の事業税の納税義務者 同号の規定に該当することとなった年以後5年の間の各年のそれぞれの翌年の3月15日
- (4) 前条第3号に該当する不動産取得税の納税義務者である個人 当該家屋（土地の取得について免除を受けようとする場合は、当該土地を敷地とする家屋）を取得した日の属する年の翌年の3月15日
- (5) 前条第3号に該当する不動産取得税の納税義務者である法人 当該家屋（土地の取得について免除を受けようとする場合は、当該土地を敷地とする家屋）を取得した日の属する事業年度に係る第2号に規定する期間の末日
（課税免除措置の承継）

第4条 事業が承継された場合において、適用設備が引き続き製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供されているときは、当該事業に係る県税の課税免除の措置は、その承継人に対して行うものとする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 第3条第2号又は第5号の規定により定められた課税免除申請書の提出期限が、取得等をした適用設備又は第2条第3号に規定する取得をした適用設備である家屋及びその敷地である土地の所在する市町村に係る市町村計画が定められた日前である場合においては、当該課税免除申請書の提出期限は、第3条第2号又は第5号の規定にかかわらず、同日から起算して30日以内とする。

提 案 理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、過疎地域の持続的発展の支援について税制上寄与するため提案するものである。

議第110号

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例を廃止する条例の設定について

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例を廃止する条例を次のように制定する。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例を廃止する条例

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例（平成12年7月県条例第52号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域内において製造の事業、同法第30条に規定する農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る事業税及び不動産取得税の課税免除については、なお従前の例による。この場合において、この条例による廃止前の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例第1条中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法」と、第2条第1号中「過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項」と、「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法」と、「過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」とあるのは「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）附則第4条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域自立促進特別措置法第31条の規定に基づく旧過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」とする。

提 案 理 由

過疎地域の自立促進のための県税の課税免除の制度を廃止するため提案するものである。

山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県県税条例等の一部を改正する条例

(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第48条の22第3項中「の金額」を「の金額又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」に改める。

第49条第1項第3号中「及び同法」を「、同法」に、「発電事業等」を「発電事業等」という。)及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」に改める。

第54条第2項及び第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第135条の3第2項第3号ロ(ロ)中「100分の105」を「に100分の105」に改める。

附則第3条の3第1項中「附則第29条」を「附則第29条第1項」に、「扶養親族(」を「扶養親族(年齢16歳未満の者及び法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。)」に改める。

附則第7条の4第1項中「第4条の5第5項」を「第4条の5第8項」に、「同条第5項」を「同条第8項」に改める。

附則第12条の4第1項中「、同項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)」及び「、特定保有株式」を削る。

附則第13条中「令和4年1月31日」を「令和9年1月31日」に改める。

附則第15条の3第1項中「次項第2号」を「以下この条」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改め、同項第1号中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項第2号中「次項第6号」を「以下この条」に、「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第2項中「、当該自動車(自家用の乗用車を除く。))が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(第138条の2第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。))に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、同項第2号中「に適合する」を「(第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。)に適合する」に、「において「平成21年天然ガス車基準」を「及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」に改め、同項第3号中「いう」を「いう。第5項第3号において同じ」に改め、同項第4号中「次項第1号」を「以下この条」に、「同(イ)b」を「同号イ(イ)b」に、「同イ(ハ)」を「同号イ(ハ)」に改め、同項第5号中「次項第2号」を「以下この条」に、「同(イ)b」を「同号イ(イ)b」に改め、同項第6号中「又は平成21年輕油軽中量車基準」を「(以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は平成21年輕油軽中量車基準(以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。))」に改め、同条第3項中「自動車に対して」を「自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。))に対して」に改め、「、当該自動車(自家用の乗用車を除く。))が平成30年4月1日から平成31年3月

31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第138条の2第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「第2項（第4号及び第5号を除く。）」を「第2項第1号から第3号まで」に、「この項」を「この項及び次項」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車等を除く。）に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、第2項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカー（原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものに限る。）

（以下この項及び次項において「営業用の乗用車等」という。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第135条の3第1項第1号イ(ロ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該営業用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、第3項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量

車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第12項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

附則第15条の3の3第1項中「又は第3項」を「、第3項、第5項又は第6項」に、「第4項」を「第6項」に改める。

附則第29条に次の1項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の2第1項及び第3項並びに附則第22条第3項の規定の適用については、附則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに附則第22条第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附則第30条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

（山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和2年7月県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち山形県県税条例第45条第4項の改正規定中「第53条第56項」を「第53条第64項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中山形県県税条例（以下「県税条例」という。）第48条の22第3項の改正規定及び次項の規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中県税条例第49条第1項第3号並びに第54条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第5項の規定 令和4年4月1日

(3) 第1条中県税条例附則第3条の3第1項の改正規定（「附則第29条」を「附則第29条第1項」に改める部分を除く。）及び附則第3項の規定 令和6年1月1日

（県民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の県税条例（以下「新条例」という。）第48条の22第3項の規定は、令和4年1月1日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前行われた所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の4第2項

- に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第3条の3第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
 - 4 新条例附則第12条の4第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和3年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(事業税に関する経過措置)
 - 5 新条例第49条第1項並びに第54条第2項及び第3項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
 - 6 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、自動車税の種別割の税率の特例措置の適用対象を見直すとともに、法人等の県民税の法人税割の税率の特例措置の適用期限を延長する等のため提案するものである。

議第112号

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例（平成19年10月県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中「起算して5年内」を「令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除の適用期間の見直しを行うため提案するものである。

議第113号

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成28年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

租税特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第114号

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

山形県個人番号の利用に関する条例（平成27年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1第7項中「第14項」を「第15項」に改め、同表中第14項を第15項とし、第11項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の規定によるものを除く。）であって規則で定めるもの
----------	--

別表第2中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定によるものを除く。）であって規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
---------	--	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大する等のため提案するものである。

議第115号

山形県防災基本条例の一部を改正する条例の制定について

山形県防災基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県防災基本条例の一部を改正する条例

山形県防災基本条例（平成29年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「勧告若しくは」を削り、「避難勧告等」を「避難指示等」に改める。

第39条第3項中「避難勧告等」を「避難指示等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

災害対策基本法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第116号

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第14条第2項中「感染症」を「感染症又は食中毒」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第14条第2項（新条例第18条、第22条及び第26条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

救護施設等について、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう講ずべき措置を定める等のため提案するものである。

議第117号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号）の
一部を次のように改正する。

第52条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かない
ことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターに置かなければならない職員を変更する
ため提案するものである。